

## 第28号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「保健環境科学研究所」を「総務部原子力安全対策課」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。